

平成 29 年 1 月 19 日

軽度認定者に対する福祉用具貸与について

交野市高齢介護課長

平成 18 年 4 月から、要支援 1・2 及び要介護 1 の場合（自動排泄処理装置の本体部分は要介護 3 以下）、例外を除き、車椅子や特殊寝台等の所定の福祉用具は貸与することができません。

ただし、医師の医学的所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより必要と判断された場合には、保険者に必要な書面（「軽度認定者に係る福祉用具貸与のための理由書」「サービス担当者会議の要点（第 4 表）」）を提出し、承認を得ることで、所定の福祉用具を貸与することが可能です。

しかしながら、上記手続き完了の前に理由書の提出がないにも関わらず、所定の福祉用具貸与費の算定を行っている状況が見受けられたため、平成 28 年 1 月の介護支援専門員連絡会で、標記の件に関する取り扱いについて周知し、猶予期間を設けていたところではありますが、保険給付費適正化の観点から、平成 29 年 4 月以降は以下のとおり取り扱いますので、十分にご留意の上、適切な取り扱いをお願いいたします。

記

【取り扱いについて】

軽度認定者の所定の福祉用具利用開始が可能となるのは（保険請求が認められる時点）、**必要な書面の受付日からとする。**（提出遅れによる遡及は一切行わない）

ただし、やむを得ない理由として認められる場合には、**保険者が直接連絡を受けた日とする。**

【やむを得ない理由と認められる場合】

- ・更新、区分変更中で結果待ちの場合
- ・サービス担当者会議は終了しているが、主治医からの意見聴取に時間がかかり、必要な書面の提出ができない場合
- ・状態が急激に悪化し、サービス担当者会議や主治医への確認を行うまでに福祉用具が必要な状況とケアマネジャーが判断した場合

【注意点】

保険者の承認前に貸与する場合には、承認が得られなかった場合には、保険給付が認められない（全額自己負担）ことを、あらかじめ利用者等に説明し、同意を得ること。

【備考】

閉庁日のため必要な書面の提出や連絡ができない場合は、閉庁初日に提出及び連絡を行うことで、閉庁日の以降からの利用は可能。（初日以外に提出等の場合は、上記取り扱いとなる）